

【メキシコ】実体審査におけるオフィスアクション発行回数の制限について

2026年3月11日、メキシコ産業財産庁（IMPI）は、特許および実用新案出願の実体審査に関する規則の改正を官報に掲載しました。改定規則は、同年3月12日より施行されています。

本改正により、実体審査におけるオフィスアクション（OA）の発行回数が以下のとおり変更されました。

- ① 実体審査において発行される OA は、最大 2 回までです。
- ② 上記 2 回の OA 発行後、審査官は特許査定または拒絶査定通知を発行します。

従いまして、従来のように複数回の応答を通じて調整を行う運用は、今後大幅に制限されることとなります。

実務への影響

本改正は、メキシコにおける特許出願戦略および審査対応に対し、以下のような影響を及ぼすものと考えられます。

- ① ファースト OA への対応の重要性の高まり
ファースト OA に対する応答において、主要な拒絶理由への対応を実質的に完結させることが求められます。不十分な対応は、その後の権利化に重大な影響を及ぼす可能性があります。
- ② 審査期間の短縮
OA の発行回数が制限されることにより、審査の迅速化が見込まれます。
- ③ 審査官面接の重要性
セカンド OA が最終の OA になることから、ファースト OA 時に審査官との面接を行うことが推奨されます。